

# 医療系学生による患者情報に関する事故の概要と対応 — 教育機関が把握しておくべき法的対応を中心として —

橋本 勇人<sup>1</sup>, 品川 佳満<sup>2</sup>

## Incidents Related to Patients' Personal Information Caused by Medical and Paramedical Students and its Response : Focusing on Knowledge of Legal Responses Required in Educational Institutions

Hayato HASHIMOTO<sup>1</sup> and Yoshimitsu SHINAGAWA<sup>2</sup>

キーワード：医療系学生，患者情報，事故，法的対応，教育機関

### 概 要

本研究では，医療系学生の患者情報（主として実習時における患者情報）に関する事故の概要とその対策対応，その中でも特に教育機関が理解しておかなければならない法的対応を明らかにすることを目的とした。

対象として，2005年1月～2013年6月の8年6か月年間に報告・報道された医療系実習生による個人情報の取り扱い事故を収集し，そのうち12件の事故を分析対象とした。事故原因としては，ファイル共有ソフトを介した情報の流出が5件ともっとも多く，次いでUSBメモリの紛失が3件，SNSやTwitterへの情報の書き込みが2件，資料及びノートパソコンの置き忘れと書類の誤廃棄が各1件の順であった。

教育機関が把握しておくべき法的対応としては，①患者と実習施設，②実習施設と実習生，③実習施設と教育機関，④教育機関と実習生の，計4種類の関係が挙げられる。そして，学生は刑事罰に処せられることはないが，民事上の守秘義務が生じる可能性があり，教育機関としては，専門職の義務として公正であることを指導すべきである。

### 1. 緒 言

#### 1) 医療関係者と患者情報の法的・倫理的関係

医療専門職者は，患者情報について守秘義務が課せられている。例えば，医師，薬剤師，助産師については刑法134条で，「正当な理由がないのに，その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らした」場合には刑事罰が科せられるし，その他の専門職も各資格法で刑事上の守秘義務を科せられている<sup>注1)</sup>。また，過失による場合も含めて，患者のプライバシーを侵害した場合は，不法行為（民法709条）等で民事上の責任を負うことになる。さらに，プライバシー侵害がない場合でも，個人情報保護法で，個人情報取扱事

業者は，行政法上の義務を負っている。医療専門職者はこのような法的な責任とは別に，専門職としての倫理が問われる<sup>注2)</sup>。イェリネクは「法は道徳（倫理）の最小限である」と言っているが，医療現場にはよく当てはまる言葉である。

このように，医療関係者は患者情報に関して常に一定の緊張関係を保持しなければならない環境下におかれている。

#### 2) 医療系学生の患者情報取り扱いに関する特性と現実

本研究で取り扱うのは，医療系学生による患者の情報に関する事故である。医療系の学生は，一般の教育課程の学生と異なり，実習等を通して生の医療現場で患者と向き合っており，患者情報の取扱いに関しても専門職と同様の緊張感が求められる。しかし他方で，患者と医療スタッフの法律関係がそのまま適用されるわけではない。例えば刑法上の秘密漏示罪は，罪刑法定主義の類推解釈の禁止の原則から適用がない。その反面教育という側面が強く出てくる。また，ステーク

(平成25年10月23日受理)

<sup>1</sup>川崎医療短期大学 医療保育科

<sup>2</sup>大分県立看護科学大学 健康情報科学研究室

<sup>1</sup>Department of Nursing Child Care, Kawasaki College of Allied Health Professions

<sup>2</sup>Lab. Health Informatics and Biostatistics, Oita University of Nursing and Health Sciences

ホルダーとして、患者やその家族を中心に、実習施設（主として病院，以下同じ）や教育機関等との複合的な関係となる。同時に現代の学生は、インターネットや携帯電話・スマートフォン・SNS等の絶えず変化する情報化社会の影響をもっとも強く受けている世代であり、情報教育に関しても情報の「活用」の必要性から「モラル」の必要性という転換点の中で育ってきている<sup>注3)</sup>。

### 3) 先行研究と本研究の目的

医療系学生の患者情報の取扱いに関しては、看護教育を中心にいくつかの報告がある<sup>1~11)</sup>。しかし、教育の前提となる「医療系学生の患者情報に関する事故の概要」や「その対策・対応」についての報告はほとんど見られない。本研究では、この医療系学生の患者情報（主として実習時における患者情報）に関する事故の概要とその対策・対応，その中でも特に教育機関が理解しておかなければならない法的対応の一端を明らかにすることを目的としている。

## 2. 研究方法

### 1) 対象とする報道記事

患者情報の事故の概要を把握する手段としては、判例を分析対象とする方法が考えられる。この方法によると、事実関係を厳密に捉えることができるという長所がある。しかし、学生による患者情報に関する事故は、裁判にまで発展する例は現在までのところほとんどない。そこで、本研究では、2005年1月～2013年6月の8年6か月年間に報告・報道された医療系実習生による個人情報の取り扱い事故を対象とした。

### 2) 報道記事の収集手順

情報セキュリティや個人情報関連のニュース配信サイトである「Security NEXT」<sup>12)</sup>の個人情報漏えい事件・事故一覧から、2. 1) に該当する報道記事を収集した。また、朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱテキスト・フォーライブラリー」<sup>13)</sup>を用いて、(個人 OR 患者 OR 利用者) AND (情報 OR データ OR 記録 OR ノート OR メモ) AND (研修 OR 実習) というキーワードおよび条件による検索を行い、その中から2. 1) に合致する事故記事を収集した。さらに、収集過程の中でサイト内に関連記事として挙げられていたもの、検索エンジン等で発見できた事故記事も収集した。収集した記事をもとに、当該病院もしくはその管轄機関のホームページから事故報告が発見できた場合は、その情報も収集した。

### 3) 分析方法

収集した報道記事より、発表年月、事故原因、事故の概要、発覚の経緯、実習生に対する実習時の対応、事故後の教育機関および実習施設の対応内容、事後対応・教育について抽出し、表に整理した。以上の方法で分析対象を確定するとともに、それに対する対策・対応を概観し、教育機関に必要な法的対応に論及するという方法によった。

## 3. 結果

### 1) 医療系学生による患者情報に関する事故の概要

2005年1月～2013年6月の間に報告・報道された医療系実習生による個人情報の取り扱い事故は、12件であった。表1にその概要を示す。

専門職養成別では、医師養成が7件、看護師養成2件、助産師養成1件、医療事務養成1件、不明1件であった。

事故原因としては、ファイル共有ソフトを介した流出が5件、USBメモリの紛失3件、資料及びノートパソコンの置き忘れ1件、書類の誤廃棄1件、SNSやTwitterへの書き込み2件であった。

これを発生時期で見ると、紙媒体に関するもの（表1のNo. 3と12、以下文中内の数字は、表1、2中のNo.を示すものとする）は時期に偏りが無いのに対し、ファイル共有ソフトによる事故(7・8・9・10・11)は、2005年12月から2007年8月までの1年8ヶ月の間に集中して発生し、現在では見受けられない。USBメモリに関する事故(2・4・6)は、2008年7月から2012年10月まで断続的に発生している。さらに、SNSやTwitterへの書き込み(1・5)がそのソフトウェアを変えながら、2008年11月から直近の2013年の1月に発生している。

また、事故の概要を見てみると、問題となった患者情報の多くに病名など深刻なものも含まれており、学生も医療専門職の場合と異ならないことが分かる。

### 2) 事故に対する対応・対策

表2は、表1の事故を起こした12事例について、事故に対する実習時の対応、事後対応（教育機関・実習施設）及び事後対策・教育等について概略をまとめたものである。

まず、実習時の実習生に対する対応としては、教育機関あるいは実習施設へ守秘義務を守るという誓約をしている(1・5・7)。また、教育機関の事後対応としては、患者への説明や謝罪(2・4・6・8・10・

表1 医療系実習生による患者情報の取り扱い事故の概要 (2005年1月～2013年6月)

No.	発表年月	事故原因	教育機関 (実習施設)	事故の概要
1	2013年1月	Twitter への書き込み	A 専門学校 (〇〇小児科)	専門学校生が、プロスポーツ選手のカルテを閲覧しその内容を Twitter 上に書き込み
2	2012年10月	USB メモリの紛失	B 医科大学 (B 大学附属病院等)	助産学専攻の学生が、周産期の助産過程4名分を含む計23名分の個人情報の保存された USB メモリを紛失
3	2011年9月	書類の誤廃棄	C (〇〇センター)	学生実習生が、個人情報を含む書類をシュレッダー処理せず一般ごみとして廃棄
4	2010年6月	USB メモリの紛失	D 大学 (D 大学病院, D 大学関連病院)	医学部学生が、65人分の患者の個人情報 (名前, 入院中病歴, 画像) を含む USB メモリを紛失
5	2008年11月	SNS への書き込み	E 大学 (実習先病院)	医学部学生が、手術などの治療の様子を SNS サイトに書き込み
6	2008年7月	USB メモリの紛失	F 医科大学 (F 医科大学附属病院)	医学部学生が、96人分の患者の個人情報 (名前, 病気の合併症に関するデータ等) を含む USB メモリを紛失
7	2007年8月	ファイル共有ソフトからの流出	G 附属看護学校 (G 病院)	看護専門学校の学生が、自宅 PC に入力した患者39人分の個人情報 (姓, 年齢, 入院日, 病名等) が、ファイル共有ソフト (ライムワイヤー) を通じてインターネット上に流出
8	2006年10月	ファイル共有ソフトからの流出	H 医科大学 (H 医科大学附属病院)	医学部学生の自宅 PC が、ファイル共有ソフトからウイルス感染し、患者4名分の個人情報 (氏名, 検査結果等) を含む臨床実習のレポートがインターネット上に流出
9	2006年2月	ファイル共有ソフトからの流出	I 病院附属看護学校 (I 病院)	看護学校の学生の自宅 PC が、ファイル共有ソフト (ウィニー) からウイルス感染し、15名分の患者の個人情報 (名前, 病名等) を含む看護実習の記録や指導計画書がインターネット上に流出
10	2006年1月	ファイル共有ソフトからの流出	J 大学 (J 大学附属病院)	医学部学生の所有している PC が、ファイル共有ソフト (ウィニー) からウイルス感染し、41名分の診療情報 (患者の名前や症状, 病名等) がインターネット上に流出
11	2005年12月	ファイル共有ソフトからの流出	K 大学 (K 大学医学部附属病院)	医学部学生の自宅 PC が、ファイル共有ソフト (ウィニー) からウイルス感染し、元入院患者3名の個人情報 (名前, 病名, 家族の病歴等) を含むレポートデータがインターネット上に流出
12	2005年10月	資料およびノート PC の置き忘れ	L 大学 (L 大学医学部附属病院)	医学部学生が、53人分の患者の個人情報 (診療科, 氏名, 病名, 入退院日等) が記載された資料や私用ノート PC を病院の学生控室に置き忘れ

※記事から判断できたことのみ記載。

11・12) がもっとも多いが、同時に当該学生に学則に従った処分を行っている (1・5)。実習施設も、患者への説明や謝罪 (4・7・9・12) がもっとも多いが、当該実習生を含めて法人規定に従って処分している (1)。さらに教育機関や実習施設の対応として、一般・職員・学生を対象に再発防止に向けた具体的施策を講じている (1・2・3・4・5・7・8・9・10・11・12) ことが分かる。

#### 4. 考 察

##### 1) 事故の概要について

医療系学生による患者情報に関する事故は、多くの研究がなされてきた実習日誌等の紙媒体ではなく、フ

ァイル共有ソフト、USB メモリ、SNS や Twitter への書き込みである。しかもファイル共有ソフトによる事故は峠を越し、新たに SNS や Twitter への書き込みが発生している。これは、紙媒体による事故がなくなったのではなく、他の情報メディアの方が大量のデータを含み、伝播可能性が高く深刻な結果を発生させる可能性が高いことから、事故として採りあげられる頻度が高いことによると推測される。また、従来あまり研究されていなかった SNS や Twitter への書き込みへの対応・対策の必要性が生まれている。

2) 患者・実習生・実習施設・教育機関の4者の関係  
本研究のもう一つの目的である対策・対応に関係して、理解の一助とするため患者・実習生・実習施設・



表2 医療系実習生による患者情報の取り扱い事故の対応と対策（2005年1月～2013年6月）

No.	実習時対応 (実習生) [→対応先]	事故後対応 (教育機関)※1 [→対応先]	事故後対応 (実習施設)※1 [→対応先]	事後対策・教育等 [対策・教育元→対策・教育先]
1	[→実習施設] 実習開始時および入職時に個人情報保護に関する研修を行ったうえで、誓約書への署名	[→当該学生] 経緯について事情聴取を行ったうえで、学則に従い処分	[→当該実習生] 調査結果に基づき、法人規定に従い処分(実習施設=内定先で内定辞退)	[教育機関→一般] 学校を挙げて再発防止に努める。 [実習施設→一般] 医院を挙げて再発防止を徹底する。
2		[→患者等] 個別に連絡、事態の説明とともに謝罪		[教育機関→全学生・職員] 注意喚起するとともに、部署単位での再点検を行い、再発防止に努める。
3				[実習施設→職員] 職員(実習担当者を含む)教育の再徹底を行うとともに再発防止に向けた以下の取り組みを行う。 ・個人情報保護担当者の配置 ・個人情報を含む書類の裁断処理手順の統一 ・担当者の定期報告、他者への指導
4		[→患者] 謝罪文の送付 [→その他] 個人情報保護管理委員会の開催、監督官庁への報告		[教育機関・実習施設→全学生・病院職員] 個人情報の取り扱いに関する注意を再度徹底し、再発防止に努める。
5	[→教育機関] 守秘義務を守る誓約書の提出	[→当該実習生] 事実の確認 3カ月の停学処分		[教育機関→学生] 守秘義務をよく理解させ、再発防止に努める。
6		[→患者] 謝罪文の送付		
7	[→実習施設] 実習前に個人情報を漏洩しないように誓約書を提出		[→患者] 説明と謝罪 [→その他] 調査委員会を設け、調査	[実習施設→実習生] 病棟からメモを持ち出すさいは指導者がチェックするなど(情報管理)徹底する。
8		[→患者] 流出の経緯や流出した情報の内容等を説明するとともに、今回の事態について謝罪		[教育機関→学生] 私物パソコンの保有状況・ファイル交換ソフトのインストール状況等を点検する。情報セキュリティに関する特別講習会の実施する。 個人情報の取扱いに関するルールを再点検し、個人情報を含むファイルの暗号化等セキュリティ対策をより強化するとともに、リーフレットの作成等により周知徹底を図る。
9			[→患者] 直接謝罪	[実習施設→学生・職員] 患者情報を扱う場合に匿名にし、ネット接続するパソコンには患者情報を保存しないなどを指示する。
10		[→患者] 事実説明と謝罪		[教育機関→学生] 患者情報の保管状況やPCのセキュリティ対策などを中心とした点検を行なう。患者情報の取り扱いルールの再点検、情報の暗号化などのセキュリティ対策の強化、学生に対する教育の徹底など総合的な再発防止策を実施する。
11		[→患者] 謝罪		[教育機関→全学生] 私用のパソコンに患者が特定できる個人情報を入れないこと、ファイル交換ソフトを使わないことなど以下のことを指示する。 ・個人情報の学外取り扱い時の匿名性の確保 ・ファイル共有ソフト等の利用禁止、著作権等の遵守 ・ウイルス対策、セキュリティホール対策など
12		[→患者] 紛失した個人情報の内容と紛失の経緯等について事情を説明するとともに謝罪 [→その他] 関係省庁へ状況報告および対策等について報告 他の学生に配布している同種の教育資料を回収		[教育機関・実習施設→学生および教員] 学生用の資料について今後以下のようにする。 ・患者名簿は配布しない。 ・個人情報を含む診療情報は配布しない。 ・実習レポートについては、個人情報を記載しない。 また、パソコンに適切なセキュリティ対策を施し、学生及び教職員に教育を徹底するなど、個人情報の保護管理及び漏洩防止策を講じ、個人情報の保護管理の徹底について努める。

※1 教育機関と実習施設とを分けて記述しているが、両者が同一法人の場合は、区別が明確ではない。

※2 表中のアンダーラインは、法的な取り扱いに関するもの。

※3 記事から判断できたことのみ記載。

表3 患者・実習生・実習施設・教育機関の関係

①患者・実習施設の関係	②実習施設・実習生の関係	③実習施設・教育機関の関係	④教育機関・実習生の関係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡・事実説明・謝罪等 (4・7・9・12, 大学を含めれば2・6・8・10・11も)</li> <li>・監督機関への報告 (4・12)</li> <li>・調査委員会を設置 (7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習開始時に研修及び誓約書の提出 (1・7)</li> <li>・法人規定に基づき処分 (内定辞退) (1)</li> <li>・具体的, 技術的な指示 (7・9・12)</li> <li>・注意を再度徹底し, 再発防止に努める (4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不 明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意喚起, 再発防止, 具体的な教育・指示 (1・2・4・5・8・10・11・12)</li> <li>・守秘義務を守る誓約書の提出 (5)</li> <li>・学則に従い処分, 3ヶ月の停学処分 (1・5)</li> </ul>

※表中内の数字は, 表1, 2中のNoを示している。

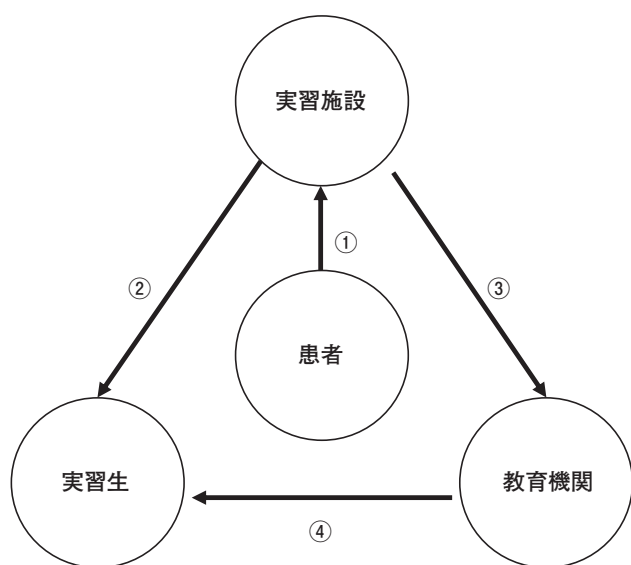


図1 患者・実習生・実習施設・教育機関の関係

教育機関の4面関係の中で事実関係を整理すると図1, 表3のようになる。特に教育機関は, この全体像を理解したうえで, 行動することが必要となってくる。

### 3) 求められる4者の法的関係

上記2)は, 報道から得られた範囲の事実過ぎず, すべてが明らかになったわけではない。報道からは見えない部分を含めて (適法行為の場面を含む), 本研究の目的の一つでもある法的側面に注目してあるべき姿のアウトラインをまとめると次のようになるであろう。

#### ① 患者・実習施設の関係

患者と実習施設の診療契約の締結に際しては, 実習生が関わることをも告知する。事故等の場合には, 速やかに事実関係の説明や謝罪等をする。

#### ② 実習施設・実習生の関係

実習開始時に守秘義務に関する誓約書を提出する。誓約書の提出により, 民事上の守秘義務の発生を明確にする。守秘義務違反等の行為があった場合は, 実習を中止する。別途, 損害賠償請求の可能性もある。

#### ③ 実習施設・教育機関の関係

実習施設と教育機関とで実習契約を締結する。実習生による守秘義務違反があった場合は, 教育機関は実習契約違反の責めを負う。具体的には, 損害賠償, 実習中止, 将来の実習受入中止などである。

#### ④ 教育機関・実習生の関係

教育機関と実習生との間で, 守秘義務を守る旨の誓約書を提出する。誓約書の提出がなくても学則の一般条項等により処分は可能であるが, 誓約書の提出により一層明確になる。

以上のように見てくると, 一般の学生に比べて医療系学生にとって若干酷なものに見えるかもしれない。しかし, 実習をともなう医療系の学生の問題を考えるに際しては, 患者を中心に, 実習生・実習施設・教育機関から全体をみる必要がある。そして, 何が公正かということ考えたとき, 医療系の学生は, 1. 2)で述べたように, 医療現場で患者の人格的生存に不可欠な情報と常に向き合わなければならないという特性に十分配慮する必要がある。この患者中心にした医療人養成ということを考えるならば, 「違法行為をした場合にはペナルティがある」ことの方がむしろ公正ということになる。なお, その際, 教育機関と実習施設との連携が必要なことは言うまでもない。

## 5. 残された課題

本研究では, 医療系学生による患者情報に関する事故の概要の一端を明らかにし, その対策・対応のうち教育機関に求められる法的対応を中心としてみてきた。しかし, 本研究では, 報道記事を分析対象としたことから, 事実関係の把握には限界がある。今後は, 法的対応にとどまらず, 事前の教育内容から事後の対応までをトータルに検討する必要がある。その際, 伝統的な紙媒体から, 新たに発生しているSNS等による事故までを含めた教育内容全体を検討する必要性があ

るといえよう。

## 6. 注

- 注1) 例えば、保健師や看護師、准看護師については、保健師助産師看護師法42条の2。  
 注2) 医師の職業倫理指針や看護師の倫理綱領5など。  
 注3) 平成20年3月改訂の幼・小・中学校学習指導要領（小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から完全実施）及び平成21年3月改訂の高等学校学習指導要領（平成25年度から完全実施）でも、従来の「情報手段を積極的に活用できる」ことに主眼があるものを経て、小学校では「道徳」において「情報モラル」に留意することを明示され、中学校・高等学校では、各教科等の指導を通じて「生徒が情報モラル」等を身につけられることとされており、その「活用」と「モラル」というアクセラとブレーキの必要性を重視するものに転換しつつある。

## 7. 文 献

- 1) 柏木公一：電子カルテと個人情報保護 学生に電子カルテの教育をするにあたって，看護教育46(10)：854-861，2005.
- 2) 田中高政，唐澤由美子，原田慶子，中村 恵：臨床実習指導者の患者情報の取り扱いに関する学生指導について－個人情報保護法施行後の現状と意識－，看護教育37：105-107，2006.
- 3) 八木美千恵，西谷千恵，飛永眞由美，目秦賢子：3学年実習開始時の患者の個人情報取り扱いに関する学生の実態，看護教育37：99-101，2006.
- 4) 西谷千恵，目秦賢子，飛永眞由美，八木美千恵：学生の，患者の個人情報取り扱い状況と情報取り扱いに関する考え，看護教育37：102-104，2006.
- 5) 吉田広美，今西誠子：看護学生の個人情報保護に関する教育課題について－パソコンを使用した実習記録作成の実態から－，京都市立看護短期大学紀要31：143-148，2006.
- 6) 石坂牧子：臨地実習における患者の個人情報保護についての実態調査－実習記録の取り扱いの分析から－，看護教育38：317-319，2007.
- 7) 天白奈々子，蜂須賀麻衣，新實夕香理，太田勝正：臨地実習において学生が記録する患者情報の保護と匿名化について，看護教育38：407-409，2007.
- 8) 今西誠子，山本多香子：看護実習記録の最終的な取り扱いについて－看護学生の意識調査から－，看護教育39：193-195，2008.
- 9) 今西誠子，吉田広美：道徳性発達の視点からみた情報管理に関する教育的課題－個人情報保護法施行直後の看護学生の認識から－，看護展望33(10)：1016-1020，2008.
- 10) 佐藤初美，大黒理恵，古宇田恵美，後藤孝子，齋藤やよい：看護学生の実習後の個人情報の取扱いの実態と認識，お茶の水看護雑誌4(1)：22-28，2009.
- 11) 西井正樹，山本美樹，出田めぐみ，辻 陽子，祐野 修：臨床実習における個人情報保護について－現状と課題－，関西福祉科学大学紀要14：159-173，2010.
- 12) ニュースガイア株式会社. Security NEXT. [http://www.security-next.com/(cited 2013/7/31)].
- 13) 朝日新聞社. 朝日新聞記事データベース 聞蔵Ⅱテキスト・フォーライブラリー. [http://database.asahi.com/library2/(cited 2013/7/31)].